FX(店頭外国為替証拠金取引)約款 新旧対照表

III

第7条 (FX 口座の開設)

- 1. お客さまは、以下の各号に定めるすべての要件を満たす場合、当社所定の店頭外 国為替証拠金取引説明書、本約款、その他当社の定める各取引規定に同意のうえ、 当社所定の手続きにより店頭外国為替証拠金取引口座(以下「FX口座」といいま す)の開設を申し込むことができるものとします。
 - (1) 本取引がお客さまと当社が相対取引として行うものであることならびに本取引の仕組みおよびリスクについて十分理解し、自己の判断と責任において自己の資金により自己のために本取引を行うことに同意すること
 - (2) お客さまの住所、電話番号、電子メールアドレスなどの当社所定の届出事項が正確に届け出られていること
 - (3) 当社から電話および電子メールで常時連絡が取れること
 - (4) お客さま自身の電子メールアドレスを保有すること
 - (5) 本取引にかかる書面(金融商品取引法で定める交付書面を含みます)の電子 交付に同意すること
 - (6) 日本国内に居住する20歳以上80歳未満の行為能力を有する個人、または日本 国内で登記されている法人であること(日本国外に本店または主たる事業所 を有する事業者を除きます)
 - (7) お客さまの証拠金の入出金口座は普通預金口座であり、円貨のみの取り扱いであることに同意すること
 - (8) 本約款に基づくすべての金員の計上は、原則としてFX口座において行われる ことに同意すること
 - (9) 本取引に係るお客さまの知識や経験、財産および投資の目的が、当社が別途 定める基準を満たしていること
 - (10) 前各号のほか当社が定める要件に同意すること

第7条 (FX 口座の開設)

1. お客さまは、以下の各号に定めるすべての要件を満たす場合、当社所定の店頭外 国為替証拠金取引説明書、本約款、その他当社の定める各取引規定に同意のうえ、 当社所定の手続きにより店頭外国為替証拠金取引口座(以下「FX口座」といいま す)の開設を申し込むことができるものとします。

新

- (1) 当社に普通預金口座を開設していること
- (2) 本取引がお客さまと当社が相対取引として行うものであることならびに本取引の仕組みおよびリスクについて十分理解し、自己の判断と責任において自己の資金により自己のために本取引を行うことに同意すること
- (3) お客さまの住所、電話番号、電子メールアドレスなどの当社所定の届出事項が正確に届け出られていること
- (4) 当社から電話および電子メールで常時連絡が取れること
- (5) お客さま自身の電子メールアドレスを保有すること
- (6) 本取引にかかる書面(金融商品取引法で定める交付書面を含みます)の電子 交付に同意すること
- (7) 日本国内に居住する20歳以上80歳未満の行為能力を有する個人、または日本 国内で登記されている法人であること(日本国外に本店または主たる事業所 を有する事業者を除きます)
- (8) お客さまの証拠金の入出金口座は普通預金口座であり、円貨のみの取り扱いであることに同意すること
- (9) 本約款に基づくすべての金員の計上は、原則としてFX口座において行われる ことに同意すること
- (10) 本取引に係るお客さまの知識や経験、財産および投資の目的が、当社が別途定める基準を満たしていること
- (11) 法人のお客さまにおいては取引管理体制の整備ができていること
- (12) 前各号のほか当社が定める要件に同意すること

ın	新
旧	和
第 20 条(当社における為替リスク管理)	第 20 条(当社における為替リスク管理)
 当社は、お客さまの注文が約定した場合に当社において発生する為替リスクを回避するため、お客さまが注文した後、他のお客さまに該当約定に対当(同じ通貨ペアで売り買いが反対)する約定があればその分は為替変動リスクを相殺(マリー取引)します。 当社は、マリー取引により為替リスクを相殺できなかった部分のみ当社所定の金融機関(カバー先)への当社建玉に対する対当取引(カバー取引)を行います。 当社では、マリー取引がなされていないお客さまの約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分について、当社所定の方法にて決定したカバー先に対してシステムにより即時かつ自動的にカバー注文を行います。なお、流動性が著しく低下するなど相場の状態によっては、上述の限りではなく、当社が判断してカバー取引を実施する場合があります。 	当社は、お客さまの注文が約定した場合に当社において発生する為替リスクを回避するため、当社所定の金融機関(カバー先)への当社建玉に対する対当取引(カバー取引)をシステムにより即時かつ自動的にカバー注文を行います。マリー取引(お客さまが注文した後、他のお客さまに該当(同じ通貨ペアで売り買いが反対)する約定がある場合に為替変動リスクを相殺する取引)は発生しません。
第 37 条(本契約の終了等)	第 37 条(本契約の終了等)
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合または該当すると合理的に判断される場合、本契約の終了またはお客さまからの売買注文の一部または全部の受け付けの停止をすることができるよのとします。	2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合または該当すると合理的に判断される場合、本契約の終了またはお客さまからの売買注文の一部または全部の受け付はの停止をすることができるよのとします。

- けの停止をすることができるものとします。
 - (1) お客さまが本約款・規定の条項のいずれかに違反した場合
 - (2) お客さまが本約款の変更に同意しない場合
 - (3) お客さまが第7条第1項各号に定める要件を満たさなくなった場合
 - (4) 普通預金口座が解約された場合
 - (5) 第39条にしたがい、当社がFX口座を閉鎖した場合
 - (6) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切 であると認めた場合

- けの停止をすることができるものとします。
 - (1) お客さまが本約款・規定の条項のいずれかに違反した場合
 - (2) お客さまが本約款の変更に同意しない場合
 - (3) お客さまが第7条第1項各号に定める要件を満たさなくなった場合
 - (4) 普通預金口座が解約された場合
 - (5) 第39条にしたがい、当社がFX口座を閉鎖した場合
 - (6) お客さまがお客さまの名において、第三者に本取引を行わせた場合
 - (7) 本サービスの利用およびお客さまが、法令に違反する、公序良俗に反する、 またはそれらのおそれがあるなど、当社が取引を継続することが不適切であ ると認めた場合
 - (8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切 であると認めた場合

ID 新

第38条(禁止行為)

お客さまは、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 所定数以上の口座を通じて本取引を行う行為、またはFX口座の取引画面を同時に複数立ち上げ、並行して本取引を行う行為(「WEB版」、「アプリ版」の各取引チャネルを同時に立ち上げ、並行して取引を行う行為を含みます)
- (2)端末、機器、回線、ソフトウェア等の不正な操作または改変等により本取引を行う行為
- (3) 極めて短時間に機械的に反復して本取引を行う行為
- (4) 方法の如何を問わず、当社所定の手続きを経ずに本取引を行う行為(当社所定の取引画面を介さずに、本取引を行う等)
- (5) 当社が本サービスにおいて提供するソフトウェア以外のソフトウェア等を用いて、機械的に本取引を行う行為
- (6) 本サービスに係る取引システムの欠陥を利用した行為
- (7) 当社が提供する取引レート等の情報の取得方法または利用方法が不適切である と当社が判断した行為
- (8) 第三者に本サービスを利用させる行為(第三者には親族を含みます)
- (9) 第三者の本サービスを利用するもしくは代理で利用する行為(第三者には親族を含みます)
- (10) その他、上記各号に掲げる行為に類する行為もしくは上記各号に掲げる行為の 準備行為とみられる行為、またはこれらに該当する虞がある行為
- (11) 上記各号に掲げる行為を行い、または行った者と客観的に関連共同し、またはこれを幇助するものと当社が判断する行為

第38条(禁止行為)

お客さまは、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 所定数以上の口座を通じて本取引を行う行為、またはFX口座の取引画面を同時 に複数立ち上げ、並行して本取引を行う行為
- (2)端末、機器、回線、ソフトウェア等の不正な操作または改変等により本取引を 行う行為
- (3) 極めて短時間に機械的に反復して本取引を行う行為
- (4) 方法の如何を問わず、当社所定の手続きを経ずに本取引を行う行為(当社所定の取引画面を介さずに、本取引を行う等)
- (5) 当社が本サービスにおいて提供するソフトウェア以外のソフトウェア等を用いて、機械的に本取引を行う行為
- (6) 本サービスに係る取引システムの欠陥を利用した行為
- (7) 当社が提供する取引レート等の情報の取得方法または利用方法が不適切である と当社が判断した行為
- (8) 第三者に本サービスを利用させる行為(第三者には親族を含みます)
- (9) 第三者の本サービスを利用するもしくは代理で利用する行為(第三者には親族を含みます)
- (10) その他、上記各号に掲げる行為に類する行為もしくは上記各号に掲げる行為の 準備行為とみられる行為、またはこれらに該当する虞がある行為
- (11) 上記各号に掲げる行為を行い、または行った者と客観的に関連共同し、またはこれを幇助するものと当社が判断する行為